

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・  
宮城県海区漁業調整委員会

○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

二

## 告 示

○生活保護法による施術者の指定

(社会福祉課)

六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

六

○保安林の指定の解除の予定(二件)

(森林整備課)

六

○漁場設定計画の決定

(水産業振興課)

六

○道路の区域変更

(道路課)

七

○土地区画整理事業の事業計画変更の認可

(都市計画課)

七

○宮城県米山高등학교の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事  
務の委託

(教育庁高校教育課)

七

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(仙台地方振興事務所)

七

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所)

八

○土地改良区役員の就任の届出

(東部地方振興事務所)

九

○土地改良区の定款変更の認可(二件)

(仙台地方振興事務所)

一〇

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁高校教育課)

一〇

## 選挙管理委員会

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第六十号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項の表所長の項中「土木事務所の地域事務所」の下に、「気仙沼土木事務所払川ダム管理事務所」を加える。

第九十五条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中第四十二号を第四十三号とし、第二十二号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加え、同項を同条第五項とする。

二十二 ダム及びダム管理施設の管理に関すること(気仙沼土木事務所に限る)。  
第九十五条第三項中「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十七号」を「第二十八号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 気仙沼土木事務所に、行政機関設置条例第十七条の規定に基づき、次の出張所を置く。

名 称	位 置	管 理 区 域
宮城県気仙沼土木事務所払川ダム管理事務所	本吉郡南三陸町	本吉郡南三陸町

第九十五条に次の一項を加える。

8 第五項の所掌事務のうち、気仙沼土木事務所払川ダム管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 ダムの操作及び維持管理に関すること。

○第四十六回衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨について

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示(二件)

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

## 人事委員会

○人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則

一三

一二

一一

一〇

- 二 貯水池の維持管理及び取締りに関すること。
  - 三 出水時における対策及び水防連絡に関すること。
  - 四 無線の操作及び管守に関する事。
  - 五 気象、水位及び流量の調査統計に関する事。
- 附則  
この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。

**訓令甲・企業局・議会・人事委員会・  
監査委員・宮城海区漁業調整委員会**

- 宮城県訓令甲第十二号
  - 宮城県企業局管理規程第四号
  - 宮城県議会訓令甲第一号
  - 宮城県人事委員会訓令第一号
  - 宮城県監査委員訓令第一号
  - 宮城海区漁業調整委員会訓令第一号
- 職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年五月三十一日

宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者	橋 本 潔
宮 城 県 議 会 議 長	中 村 功
宮城県人事委員会委員長	高 橋 俊 一
宮城県代表監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城海区漁業調整委員会会長	畠 山 喜 勝

**職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令**

職員安全衛生管理規程（平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第六号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「地方振興事務所長」の下に「（行政組織規則第六十三条第六項に規定する支所の支所長を含む。以下同じ。）」を加え、同項に次の一項を加える。

- 3 宮城県職員安全衛生管理者が特に必要があると認めるときは、地方振興事務所長以外の地方機関の長の職にある者に地方職員安全衛生管理責任者の職務の一部を行わせることができる。
- 第十五条第一項に後段として次のように加える。
- この場合において、担当区分に係る機関は、同表の上欄に掲げる担当区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。
- 第十五条第一項の表を次のように改める。

担当区分	機 関
本庁地区	本庁、地方機関のうち企業局の本局、県外事務所
仙南地区	大河原地方振興事務所の所管区域に所在する地方機関
仙台地区	仙台市に所在する地方機関
塩釜地区	塩竈市、多賀城市、黒川郡、宮城郡に所在する地方機関
名取地区	名取市、岩沼市、亶理郡に所在する地方機関
大崎地区	北部地方振興事務所の所管区域（栗原市を除く。）に所在する地方機関
栗原地区	栗原市に所在する地方機関
登米地区	登米市に所在する地方機関
石巻地区	東部地方振興事務所の所管区域（登米市を除く。）に所在する地方機関
気仙沼地区	気仙沼地方振興事務所の所管区域に所在する地方機関

第十五条第二項を次のように改める。

- 2 前項の表の上欄に掲げる担当区分のうち、本庁地区の産業医は、職員診療所の医師とする。
- 第十九条の次に次の一条を加える。

（地方振興事務所等の衛生管理者等の職務）

第十九条の二 地方振興事務所等（地方振興事務所及び第六条第三項の規定により地方職員安全衛生管理責任者の職務の一部を行うこととされた地方機関の長が属する当該地方機関をいう。）の衛生管理者又は衛生推進者は、産業医及び地方職員安全衛生管理責任者（第六条第三項の規定により地

方職員安全衛生管理責任者の職務の一部を行うこととされた地方機関の長の職にある者を含む。）の指揮を受け、産業医（本庁地区の産業医を除く。）の職務を補助する。  
第四十四条第一項第四号中「成人病健康診断」を「がん検診」に改める。  
第四十九条に次の一項を加える。  
3 第一項の規定にかかわらず、第四十四条第一項第四号に掲げる健康診断にあつては、第一項の規定による証明を省略することができる。  
様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第49条関係)

健康診断免除証明書 (表面)

年 月 日

宮城県職員安全衛生管理者 殿  
(総 務 部 長)

下記のとおり相違ないことを証明します。

所属長 印

健康診断の免除を受けたいので、下記のとおり相違ないことを証明願います。

記

所 属 名			年 月 日 生 ( 歳 )								
職・氏名	印	職員番号									
◎免除事由区分 (該当項目に✓印を記入)		◎詳細記載 (疾病名・現在の状況等)		結果報告の方法							
<input type="checkbox"/> 疾病を治療中				<input type="checkbox"/> 裏面に記載							
<input type="checkbox"/> 疾病について医師の管理を受けている				<input type="checkbox"/> 書面を添付							
<input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 後日に報告 (※やむを得ない場合)							
◎免除を受けようとする健康診断項目 (免除希望項目に✓印を入れてください。)											
<input type="checkbox"/> 定期健康診断の全項目 <input type="checkbox"/> 定期健康診断の一部項目											
検査項目	<input type="checkbox"/> 問診	<input type="checkbox"/> 診察	<input type="checkbox"/> 身長	<input type="checkbox"/> 体重	<input type="checkbox"/> 腹囲	<input type="checkbox"/> 視力	<input type="checkbox"/> 聴力	<input type="checkbox"/> 血圧	<input type="checkbox"/> 心電図	<input type="checkbox"/> 胸部X線	<input type="checkbox"/> 喀痰検査
	<input type="checkbox"/> 血液生化学的検査						<input type="checkbox"/> 血糖 又は HbA1c	<input type="checkbox"/> 血液学的検査		<input type="checkbox"/> 尿検査	
	LDL <small>コレステロール</small>	HDL <small>コレステロール</small>	中性脂肪	AST (GOT)	ALT (GPT)	γ-GT (γ-GTP)	赤血球数	血色素量	尿糖	尿蛋白	

【注意事項】

- 1 健康診断は、検査項目に該当する疾患により治療又は医師の管理を受けている場合には、当該証明書を提出することにより、全部又は一部が免除されるものです。(職員安全衛生管理規程第49条)
- 2 定期健康診断のうち法定検査項目は、原則として該当する全ての職員が受診しなければなりません。  
(労働安全衛生法第66条第5項、職員安全衛生管理規程第47条)
- 3 太線枠内を職員本人が記載してください。主治医等に記載していただく必要はありません。
- 4 産休や育休、病休等により健康診断等を受診できない場合には、免除事由区分「その他」欄に✓印を入れ、詳細記載欄に産休等の期間を記載してください。
- 5 健康診断免除証明書は、対象となる健康診断等が始まる前に提出することを原則とします。
- 6 開始後に医療機関を受診する場合には、その結果を速やかに提出してください。
- 7 検査結果表がある場合には、その写しを添付しても構いません。ただし、当該年に受診したものに限りです。

(裏面に続く)

様式第8号 (第49条関係)

健康診断免除証明書 (裏面)

1 定期健康診断 (※法定検査項目)

区 分	検 査 項 目	検査日	年 月 日			備 考
①問診 (既往症、自覚症状)	現在たばこを習慣的に吸っていますか [「習慣的に吸っている者」とは、「合計100本以上、又は6カ月以上吸っている者」であり、最近1カ月間も吸っている者]	はい	いいえ			
	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度は	毎日	時々	殆ど飲まない (飲めない)		
	これまで(現在も含む)に右に記載した病気に かかったことがありますか	1 肝臓病	なし	あり	治療中	※何れかを○で囲む
		2 痛風(尿酸血症)	なし	あり	治療中	
		3 呼吸器病	なし	あり	治療中	
		4 眼底出血	なし	あり	治療中	
		5 消化器病	なし	あり	治療中	
	最近(1年以内)右に記載のように感じることがありますか	1 動悸、息切れ	なし	あり		(対象:全職員)
		2 顔、足のむくみ	なし	あり		
		3 言葉のもつれ	なし	あり		
4 脈のみだれ		なし	あり			
5 意識を失う		なし	あり			
6 のどがよく渇く		なし	あり			
7 胸の痛み、しめつけられる感じ		なし	あり			
8 めまい、立ちくらみ		なし	あり			
9 手足の麻痺		なし	あり			
②診察	他覚症状				※医師による診察結果を記載 (対象:全職員)	
身 体 計 測	③身長、④体重	身長 (            cm) 体重 (            kg)			※計測した数値を記載 (対象:全職員)	
	⑤腹囲	腹囲 (            cm)			※計測した数値を記載 (対象:35歳、40歳以上)	
生理学的検査	⑥視力検査	裸眼・矯正 (右:            ) (左:            )			※裸眼又は矯正の何れかを○で囲み、検査数値を記載 (対象:全職員)	
	⑦聴力検査	(1000Hz)	右: 所見なし・所見あり	左: 所見なし・所見あり	※所見なし又は所見ありの何れかを○で囲む (対象:全職員) ※45歳未満の者(35歳及び40歳を除く)は他の方法による検査も可	
		(4000Hz)	右: 所見なし・所見あり	左: 所見なし・所見あり		
生理学的検査	⑧血圧測定	収縮期 (            mmHg) 拡張期 (            mmHg)			※計測した数値を記載 (対象:全職員)	
	⑨心電図検査(安静時)	正常・所見あり (            )			※所見ありの場合には、所見内容を(    )内に記載 (対象:35歳、40歳以上)	
⑩胸 部 査	胸部X線	正常・所見あり (            )			※所見ありの場合には、所見内容を(    )内に記載 (対象:全職員)	
	喀痰検査				※医師が必要でないとする場合には省略可	
⑪血液生化学的検査	LDLコレステロール			mg/dL		
	HDLコレステロール			mg/dL		
	中性脂肪			mg/dL		
	AST (GOT)			IU/L	※計測した数値を記載	
	ALT (GPT)			IU/L	(対象:35歳、40歳以上)	
	γ-GT (γ-GTP)			IU/L		
⑫血糖又はHbA1c	血糖 (            mg/dL) 又は HbA1c (            %)				※何れかにより検査する	
⑬血液学的検査	赤血球数			×10 <sup>4</sup> /μℓ	※計測した数値を記載	
	血色素量			g/dL	(対象:35歳、40歳以上)	
⑭尿検査	糖	(-) (±) (+) (++) (+++)	判定不能		※何れかを○で囲む	
	蛋白	(-) (±) (+) (++) (+++)	判定不能		(対象:全職員)	

2 備考欄

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十五年六月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この訓令の施行の日以後最初に改正後の職員安全衛生管理規程第十五条第一項の表の上欄に掲げる担当区分の産業医が選任されるまでの間は、当該担当区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める機関の産業医は、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	指定年月日
荻原 利和 （つばさ接骨院米山店）	登米市米山町西野字見通三十三	平成二十五年一月七日
柴田 道文 （柴田接骨院）	登米市登米町日野渡内の目三百二十一 五	平成二十五年二月十四日
小林 暖明 （榴岡五丁目接骨院）	仙台市宮城野区榴岡五丁目三十一 コーポ小松一階	平成二十五年四月一日
佐々木 祐仁 （まごころマッサージ治療院）	仙台市宮城野区宮千代二丁目三十一 正ビル一〇一	平成二十五年四月十七日

○宮城県告示第四百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二六二〇〇三三	一 櫻の樹 宮城県利府町加瀬字 新前谷地五十七番地	生活介護	社会福祉法人 嶋福祉会	平成二十五年 五月二十日

○宮城県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
東松島市大塚字大東三四の一四
- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
名取市小塚原字蟹穴八四の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
用排水路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁農林水産部森林整備課及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、定置漁業権、区画漁業

権及び共同漁業権の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めた。  
平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び地元地区 別冊のとおり
- 二 免許予定日 平成二十五年八月三十日
- 三 申請期間 平成二十五年六月三日から七月二十六日まで

○宮城県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市豊里町字竹ノ沢八四番十一地先から	前	一・二・五	一九・二	六二・六
同市豊里町字竹ノ沢八〇番一地先まで	後	一〇・〇	一四・七	六二・六

○宮城県告示第四百九十号

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称  
仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業
- 二 施行者の名称

宮城県  
三 施行地区

仙台市宮城野区蒲生字須賀前、同字竹ノ内、同字土手前、同字耳取、同字蓬田前、同区中野字葦畔、同字飯塚、同字石橋、同字駈上、同字神妻、同字北神妻、同字腰廻、同字須賀、同字高柳、同字田中、同字新沼、同字曲田、同字蓬田、同区福室字境三番及び同字明神西の各全部並びに同区出花一丁目、同区蒲生字二本木、同区白鳥二丁目、同区中野字出花、同字柄越、同字上小袋田、同字四反田、同字下小袋田、同字新田、同字神明、同字杉本、同字寺前、同字沼頭、同字沼向、同字掃沼、同字向田、同区福室字泉道前、同字境四番及び同区港三丁目の各一部  
多賀城市町前一丁目及び宮内一丁目の各一部

四 事業計画の決定の年月日

平成三年七月二十三日

五 事業施行期間

平成三年七月二十三日から平成三十年三月三十一日まで

六 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

七 事業計画の変更年月日

平成二十五年五月三十一日

○宮城県告示第四百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県米山高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十五年四月一日次のとおり委託した。  
平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市米山町西野字新遠田六十七番地

株式会社 Y・Y

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。  
平成二十五年五月三十一日

宮城県仙台地方振興事務所  
所 長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年五月十日	板橋 利光	仙台市太白区富田字南ノ西十九番地	理事
平成二十五年五月十日	菅井 庄一郎	仙台市太白区四郎丸字前八十三番地	理事
平成二十五年五月十日	入間川 昭一	名取市高館吉田字吉合三十八番地の二	理事
平成二十五年五月十日	武田 公男	名取市下増田字六角前九番地	理事
平成二十五年五月十日	菅野 清藏	名取市大曲字中小路八番地	理事
平成二十五年五月十日	今野 慶一	名取市手倉田字堰根二百七十七番地	理事
平成二十五年五月十日	郷内 良治	名取市愛鳥笠島字上北沢五番地	理事
平成二十五年五月十日	森 良二	名取市本郷字三合田一番地	理事
平成二十五年五月十日	布田 吉昭	岩沼市小川字深町五十五番地	理事
平成二十五年五月十日	長田 克美	岩沼市字朝日百七十一番地	理事
平成二十五年五月十日	宍戸 繁	岩沼市栄町一丁目四番十七・二百二十一号	理事
平成二十五年五月十日	佐藤 武直夫	岩沼市押分字中光谷八十七番地の二	理事
平成二十五年五月十日	引地 誠一	名取市小塚原字辻野一番地	監事
平成二十五年五月十日	谷地沼 初男	岩沼市早股字小林二百六番地の二	監事
平成二十五年五月十日	高橋 明良	名取市下余田字成田六十四番地の二	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
-------	----	-----	-----

一 就任した者

平成二十五年五月九日	阿部 要治	仙台市太白区富沢字館五十三番地	理事
平成二十五年五月九日	菅井 庄一郎	仙台市太白区四郎丸字前八十三番地	理事
平成二十五年五月九日	入間川 昭一	名取市高館吉田字吉合三十八番地の二	理事
平成二十五年五月九日	武田 公男	名取市下増田字六角前九番地	理事
平成二十五年五月九日	菅野 清藏	名取市大曲字中小路八番地	理事
平成二十五年五月九日	今野 慶一	名取市手倉田字堰根二百七十七番地	理事
平成二十五年五月九日	松浦 辰雄	名取市愛鳥笠島字東北沢五十一番地	理事
平成二十五年五月九日	山口 實	名取市飯野坂六丁目二番七号	理事
平成二十五年五月九日	布田 吉昭	岩沼市小川字深町五十五番地	理事
平成二十五年五月九日	長田 養一	岩沼市字梶橋十番地	理事
平成二十五年五月九日	宍戸 繁	岩沼市栄町一丁目四番十七・二百二十一号	理事
平成二十五年五月九日	森 勝廣	岩沼市大手町五番二号	理事
平成二十五年五月九日	庄司 昌治	名取市大曲字中小路三十二番地	監事
平成二十五年五月九日	佐藤 武直夫	岩沼市押分字中光谷八十七番地の二	監事
平成二十五年五月九日	高橋 明良	名取市下余田字成田六十四番地の二	監事

○宮城県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月三十一日

宮城県北部地方振興事務所  
所 長 宮 崎 博 之



二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十五年四月二十八日	宮内 光明	栗原市瀬峰長根七十三番地	理事
平成二十五年四月二十九日	宮内 光明	栗原市瀬峰長根七十三番地	理事
平成二十五年四月二十九日	長 浦 一 信	栗原市高清水日向二十二番地	理事
平成二十五年四月二十九日	大 澤 洋 介	栗原市高清水下町九番地	理事
平成二十五年四月二十九日	高 橋 徳 夫	栗原市瀬峰宮田九十八番地	理事
平成二十五年四月二十九日	佐々木 忠 男	栗原市瀬峰寺浦六十四番地二	理事
平成二十五年四月二十九日	高 橋 幸 輝	栗原市高清水浅野十六番地一	理事
平成二十五年四月二十九日	佐々木 典 明	栗原市瀬峰野沢五十番地一	理事
平成二十五年四月二十九日	高 橋 利 見	大崎市岩出山字葛岡大沢田二十八番地二	理事
平成二十五年四月二十九日	田 崎 敏 雄	登米市迫町新田駒林下六十四番地一	理事
平成二十五年四月二十九日	木 村 正 文	栗原市高清水東館六番地	理事
平成二十五年四月二十九日	白 鳥 誠 幸	栗原市瀬峰下谷地二番地九	理事
平成二十五年四月二十九日	伊 藤 薫	栗原市瀬峰泉谷五十二番地	理事
平成二十五年四月二十九日	二 上 勝	栗原市瀬峰大鰐谷二百九十七番地	理事
平成二十五年四月二十九日	大 場 次 郎	栗原市瀬峰根岸二十一番地	理事
平成二十五年四月二十九日	高 橋 一 郎	栗原市瀬峰天神下五番地	理事
平成二十五年四月二十九日	千 葉 幸 雄	栗原市高清水小山田七番地一	理事

就任した者

平成二十五年四月二十八日	長 浦 一 信	栗原市高清水日向二十二番地	理事
平成二十五年四月二十八日	高 橋 元	栗原市高清水台町四十五番地	理事
平成二十五年四月二十八日	高 橋 徳 夫	栗原市瀬峰宮田九十八番地	理事
平成二十五年四月二十八日	高 橋 忠 義	栗原市瀬峰大境山五番地	理事
平成二十五年四月二十八日	高 橋 幸 輝	栗原市高清水浅野十六番地一	理事
平成二十五年四月二十八日	佐々木 典 明	栗原市瀬峰野沢五十番地一	理事
平成二十五年四月二十八日	高 橋 利 見	大崎市岩出山字葛岡大沢田二十八番地二	理事
平成二十五年四月二十八日	田 崎 敏 雄	登米市迫町新田駒林下六十四番地一	理事
平成二十五年四月二十八日	木 村 正 文	栗原市高清水東館六番地	理事
平成二十五年四月二十八日	白 鳥 誠 幸	栗原市瀬峰下谷地二番地九	理事
平成二十五年四月二十八日	伊 藤 薫	栗原市瀬峰泉谷五十二番地	理事
平成二十五年四月二十八日	二 上 勝	栗原市瀬峰大鰐谷二百九十七番地	理事
平成二十五年四月二十八日	大 場 次 郎	栗原市瀬峰根岸二十一番地	理事
平成二十五年四月二十八日	高 橋 一 郎	栗原市瀬峰天神下五番地	理事
平成二十五年四月二十八日	千 葉 幸 雄	栗原市高清水小山田七番地一	理事

○宮城県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地改良区の役員に就任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月三十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内

仁

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年三月二十七日	鈴木 仁逸	東松島市小松字里前十六番地	理事

○宮城県告示第四百九十五号

名取土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年五月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年五月三十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

○宮城県告示第四百九十六号

仙台市泉土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年五月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年五月三十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 七十キロリットル
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
  - 3 納入期限 平成二十五年七月五日 午後一時
  - 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」
  - 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十五年八月

月 二百キロリットル 平成二十五年十一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一一三三三五）へ平成二十五年六月十四日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 荻野 智志 電話〇二二二二一一一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十五年六月十四日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年六月十四日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十五年六月十九日午前九時から平成二十五年六月二十五日午後五時まで  
書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十五年六月二十五日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十五年六月二十六日午前十時 高校教育課内（宮城県庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K 2205-1980) Class 1, No. 2) 70 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : July 5, 2013
- 3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : June 25, 2013, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Satoshi Oginō, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十五年五月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

○宮選管告示第六十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第四条（投票所経費）第十一項」を「第四条（投票所経費）第十五項」に改める。

第四十八条の三を第四十八条の四とし、第四十八条の二の次に次の一条を加える。

（期日前投票所借料承認の手続）

第四十八条の三 第二十八条（投票所借料承認の手続）の規定は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第四条の二（期日前投票所経費）第三項の規定並びに県の選挙において期日前投票所の借料を要するときの手続について準用する。

別記第二十三号様式中「第四条第十一項」を「第四条第十五項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年五月三十一日から施行する。

○宮選管告示第六十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。別表第一 宮城県拓桃医療療育センターの項の次に次のように加える。

仙台・太白病院

同 市太白区富沢一丁目二番二六号

仙台・富田病院

同 市太白区富田字南ノ西二八番三号

別表第二 地域密着型特別養護老人ホーム栗生ハウスの項の次に次のように加える。

地域密着型特別養護老人ホームサテライト大石原苑 同 市青葉区荒巻字仁田谷地一番一

附 則

この告示は、平成二十五年五月三十一日から施行する。

○宮選管告示第六十四号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

仙台市中山保育所の項を削り、仙台市北六番丁市営住宅集会所の項中「同 市青葉区柏木二丁目三

番地四五号」を「同 市青葉区柏木二丁目三番四八号」に改め、本沢生活改善センターの項、新川生活改善センターの項、二岩町内会集会所の項及び仙台中野コミュニティ・センターの項を削り、仙台市宮城野区文化センターの項の次に次のように加える。

仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅第一集会所（新） 同 市宮城野区鶴ヶ谷二丁目四番地

仙台市荒浜コミュニティ・センターの項及び仙台市鹿野市営住宅集会所の項を削り、境野生活改善センターの項中「境野生活改善センター」を「境野コミュニティセンター」、仙台市松陵西コミュニティ・センターの項中「仙台市松陵西コミュニティ・センター」を「仙台市泉松陵コミュニティ・センター」に改め、紫山五丁目集会所の項の次に次のように加える。

仙台市子育てふれあいプラザ泉中央ホール 同 市泉区泉中央一丁目八番地の六

上郷集会所の項、王城寺花川沢口集会所の項、北大村生活共同利用センターの項、大原集会所の項、上黒沢生活共同利用センターの項、一の関生活共同利用センターの項、道命生活共同利用センターの項、伝八集会所の項、吉田生活共同利用センターの項、向町生活共同利用センターの項、袋生活共同利用センターの項、志津多目的研修集会所の項、下高城多目的研修集会所の項、南大村生活共同利用センターの項、下黒沢生活共同利用センターの項、高根農業担い手センターの項、上高城集落センターの項、鷹巣集落センターの項、平沢農業担い手センターの項、小栗山集会所の項、新田集落センターの項及び二反田集会所の項を削る。

### 人事委員会

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七十八―五十五

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

仙台土木事務所			気仙沼土木事務所			港湾事務所			下水道事務所			ダム総合事務所		
所	副所	部	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
一種	三種	四種			六種	四種			六種	四種			六種	

を

仙台土木事務所			気仙沼土木事務所			港湾事務所			下水道事務所			ダム総合事務所		
所	副所	部	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	
一種	三種	四種			六種	四種			六種	四種			六種	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。